

第 14 回岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

平成 25 年 11 月 6 日

第14回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成25年11月6日（水曜日） 午後2時～午後3時15分

○場 所 岩国市役所3階 政策審議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長の選任

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 諮問第10号 岩国都市計画道路の変更について

(4) 議案第25号 岩国都市計画道路の変更について

(5) 議案第26号 岩国都市計画交通広場の決定について

3 閉 会

○出席者〔委員20人〕

会 長 塚 本 俊 明

委 員（1号委員）

磯 野 恭 子 熊 野 稔 隅 喜 彦 長 野 寿 平 岡 邦 夫

（2号委員）

味 村 憲 征 片 山 原 司 河 合 伸 治 姫 野 敦 子

（3号委員）

林 茂 幸〔代理出席：鉄 賀 博 己〕 江 藤 純 嗣

（4号委員）

栗飯原 一孝 塩 田 博 志 嶋 田 宗 雄 原 田 英 浩 藤 重 保 章 増 淵 孝 夫
山 中 英 樹 山 本 栄 次

○欠席者〔委員3人〕

委 員（1号委員）

石 丸 泰 隆

（2号委員）

大 西 明 子

（3号委員）

西 野 賢 治

○傍 聴〔1人〕

[午後2時 開会]

○事務局（弘下主任） それでは、時間となりましたので始めさせていただきます。本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。私は、都市計画課の弘下と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第14回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。会議の開催にあたり、松村都市建設部長が御挨拶申し上げます。

○事務局（松村都市建設部長） 都市建設部長の松村でございます。都市計画審議会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様方におかれましては、公私共に大変お忙しい中、第14回都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から市政並びに都市計画行政に対しまして、特段の御高配と御尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本日の審議会では、岩国駅における東西自由通路の整備や駅前広場の整備など、岩国駅周辺整備事業に係る都市計画の決定・変更について、御審議をお願いしたいと考えております。この岩国駅周辺整備事業につきましては、岩国駅周辺整備デザイン会議などで議論をしまして、関係機関の方々や市民の皆様からの御意見もいただきながら現在の計画案に至っているものでございます。

既に報道等で御存知の方もいらっしゃると思いますが、今年の9月25日には、事業実施につきまして、西日本旅客鉄道株式会社と本市との間で基本合意書の締結をしているところでございます。今回の都市計画の決定・変更は、今後この事業を着実に実施していくために必要となるものでございまして、後ほど事務局から都市計画の案について、御説明をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、去る5月末日をもちまして、会長を務めていただいております間野委員が御退任されております。これを受けまして、現在、会長が空席となっておりますので、後ほど会長の選任についてお願いしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（弘下主任） それでは、本日の委員の出席について御報告申し上げます。本日は、石丸委員、大西委員、西野委員が所用により御欠席とのことでありますが、委員23名中、20名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、山口県岩国土木建築事務所長の林委員につきましては、公務のため、次長の鉄賀様が代理で御出席でございますので、お知らせいたします。

また、前回会議でも御報告させていただきましたが、1号委員の知識経験者として、広島大学教授であります塚本委員を委嘱させていただいております。前回会議は所用により御欠席されたため、今回、一言御挨拶いただきたいと思います。塚本様、よろしくお願いいたします。

○塚本委員 皆さんこんにちは。ただいま御紹介いただきました広島大学の塚本と申します。前会長である間野先生からの御指名をいただきまして、委員として参加させていただくことになりました。どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（弘下主任） ありがとうございました。

次に、資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました、審議資料、表紙に青い帯がついたものでございます。次に、参考資料、表紙に緑の帯がついたものでございます。それと、本日席上に配布させていただきました、議事日程、岩国市都市計画審議会委員名簿、以上ですが、ございますでしょうか。

それでは、前会長であります間野委員が5月末日をもって辞任されたことを受け、現在会長が空席の状況ですので、ただいまから会長の選挙についてお願いしたいと思います。岩国市都市計画審議会条例第6条第5項では「会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が副会長となり、その職務を代理する」とありますので、会長選任までの間、長野副会長に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは長野副会長、よろしくお願いいたします。

○長野副会長 それでは、これより議事に入らせていただきます。議事日程の第1「会長の選任について」ですが、岩国市都市計画審議会条例では、会長は知識経験者のうちから、委員の選挙によって定めるとされています。また、同条例施行規則では、選挙について、「委員の単記無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする」と規定されています。また、その選挙について、「委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。この場合において、被指名人を当選人と定めるべきかどうかを審議会の会議に諮り、委員の全員の同意があったときは、当該被指名人を当選人とする」と規定されています。委員の皆様には、条例、規則の規定を踏まえていただき、会長を選任していただきたいと存じます。

それでは、会長の選任方法につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

（「事務局一任」の声）

○長野副会長 事務局に一任する案が出ましたが、御異議はありませんでしょうか。

（「異議無し」の声）

○長野副会長 事務局として何か案はありますか。

○事務局（高崎都市計画課長） 事務局としましては、広島大学教授であります塚本委員を推薦させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長野副会長 事務局より塚本委員の推薦がありました。これについて御異議はありませんでしょうか。

（「異議無し」の声）

○長野副会長 御異議がないと認めますので、塚本委員を会長に選任することといたします。今一度拍手をもって御承認をお願いします。

（委員から拍手）

○長野副会長 ありがとうございました。それでは、これからは、塚本会長に議事進行をお願いします。

それでは、塚本会長は、会長席への移動をお願いします。

（塚本会長が会長席に移動）

○塚本会長 改めまして、広島大学の塚本でございます。就任早々このような重責を務めることとなりました。力不足ではございますけれども、前の間野先生の後ということで、何とかこの役を務めて参りたいと

思いますので、どうか御協力お願いいたします。

なお、副会長につきましては、これまでどおり長野委員にお願いしたいと存じます。長野委員、引き続きよろしくお願いいたします。

(委員から拍手)

○塚本会長 それでは、これより議事に入ります。なお、本日の会議は、審議会条例施行規則第 12 条の規定に基づき公開で行います。傍聴のルールにつきましては、岩国市都市計画審議会の公開及び傍聴に関する要綱に基づきますので、傍聴人の皆様は、拍手などにより議論に対して意思を表明すること、発言をしたりすること、また、撮影や録音などはできませんので、御協力をお願いいたします。なお、御協力がいただけない場合は、退室をお願いすることもありますので御注意願います。

それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。日程第 2「議事録署名委員の指名について」でございます。本日の会議を進めるに当たりまして、規則第 13 条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員 2 人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されているため、熊野委員、原田委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくお願いいたします。

続きまして、審議事項に入らせていただきます。日程第 3「諮問第 10 号」について、審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

○事務局（高崎都市計画課長） それでは、この度の都市計画の決定・変更案の御説明の前に、岩国駅周辺整備事業の概要について、簡単に御説明させていただきます。スクリーンを御覧ください。岩国駅周辺整備事業につきましては、これまで、岩国市都市交通戦略の策定や、岩国駅周辺整備デザイン案のとりまとめ等を行いながら、整備計画を検討して参りました。

こちらにお示ししていますのは、平成 23 年 3 月に策定しました岩国市都市交通戦略に定めております駅の周辺整備にかかる施策パッケージです。このように、次世代ターミナルとしての岩国駅・駅前広場の整備として、東西自由通路の設置等を位置づけております。なお、岩国市都市交通戦略の策定につきましては、学識経験者や交通事業者、市内各種団体の代表者等で構成する岩国市都市交通戦略協議会において検討を行いました。検討に際しましては、駅周辺の自治会や商店街関係者で組織する市民ワーキング等の御意見も伺いながら検討を進めて参りました。

こちらは、岩国駅周辺整備の西口方面から観たイメージ図です。お手元の参考資料の 3 枚目にも添付しております。平成 24 年 3 月にとりまとめを行いました岩国駅周辺整備デザイン案をもとに作成したイメージ図になります。このように、東西の駅前広場、東西自由通路、岩国駅のバリアフリー化等の整備を行うこととしております。

こちらは、西口エントランスのイメージ図です。駅利用者や歩行者の利便性を考慮してエレベーターやエスカレーターを設置するとともに、市民の憩いの場として中 2 階にコンコースデッキ等を設置する案としています。なお、これらのデザイン案につきましても、学識経験者や各種団体、公募市民等で構成する岩国駅周辺整備デザイン会議により案を作成して参りました。こちら、検討に際しては、市民ワーキングや市民懇談会等を開催し、市民の皆様の御意見も伺いながら検討を進めて参りました。

それでは、先ほどの岩国市都市交通戦略や岩国駅周辺整備デザイン案をもとにして、これまで検討を進めて参りました岩国駅周辺整備事業の概要を御説明いたします。スクリーンを御覧ください。こちらは、

岩国駅周辺整備計画検討図です。お手元の参考資料の1枚目にも、それぞれの整備概要のコメントを入れた図を添付しておりますので、併せて御覧ください。

それではまず、岩国駅周辺整備計画のうち、岩国駅西口駅前広場の整備計画の概要を御説明いたします。赤色の線で囲んでいる部分が西口駅前広場として整備を行う範囲になります。このうち、国道188号より線路側につきましては、現在の駅前広場に比べ、約1.5倍に広がることとなります。国道188号につきましては、路線を直線化し、駅前交差点を1箇所を集約することとしております。広場内の機能としましては、バスやタクシーの乗降場、自家用車送迎スペース、身体の不自由な方のための駐車施設、短時間駐車場などを設けることとしています。現在の駅前広場は、送迎のスペースがきちんと決められていないなど、非常に危ない状況等もありますので、限られたスペースの中でも必要な機能を整理し、より安全な駅前広場とすることに主眼を置いて計画しております。また、先ほどのイメージ図にもありましたが、広場の南側には、うるおい交流空間として、イベント等にも対応できる環境空間を整備することとしております。

次に、東口駅前広場の整備計画について御説明いたします。こちら、赤い線で囲んだ部分が駅前広場として整備する範囲となり、現在の大きさの約2倍に拡張する計画となっております。この度の整備計画により、現在広場内にある駐輪場は撤去することとしており、新しい広場内の機能としましては、バスやタクシーの乗降場、自家用車送迎スペース、身体の不自由な方のための駐車施設などを計画しています。コンパクトながらも適切な機能配置により、東の玄関口にふさわしい駅前広場にして参りたいと考えております。

また、道路を隔てて東側の三角形のような形に着色している部分について、ここは現在駐輪場として御利用いただいておりますが、こちらの駐輪場も撤去し、駅前広場を補完する滞留空間として緑地的な整備を行うこととしております。また、東口駅前広場でイベント等が開催される際には、この場を臨時的にバスやタクシーの乗降場として活用したいと考えております。なお、これら2箇所の駐輪場の撤去に対応するため、区域の北側に、新たに2階建ての駐輪場を整備する予定としております。図面では四角い水色でお示ししている箇所になります。

次に、西口駅前広場と東口駅前広場を結ぶ東西自由通路の設置について御説明いたします。図面中央の黄色に着色した範囲が自由通路となります。線路の上空となる部分の幅員は6メートルで、壁・屋根で囲まれた歩行空間としております。東西の端から端までは、およそ110メートル、西口、東口ともにエレベーターと上下のエスカレーターを設置することとしております。東西のエレベーター1階付近には、市のトイレを設置する予定です。また、図面では少し分かりにくいのですが、自由通路の一番西側の中2階に、駅前広場を見渡すことのできるコンコースデッキを設置することとしており、そこから北側に階段を設け、駅前広場北側との歩行者動線を確保することとしております。

それから、自由通路の北側に白く四角のスペースでお示ししている箇所が、JRさんがお造りになる新たな橋上駅舎の範囲です。駅利用者の方々は、まず自由通路の東西から2階に上がっていただき、改札を通過、エレベーターか階段を使ってホームに下りていただくことになります。現在、利用者の方々に大変御不便をおかけしているバリアフリーの問題については、自由通路や各ホームにエレベーターを設置すること等により、解消を図っていきたいと考えております。

最後に、地下通路と駐輪場連絡通路について御説明いたします。橋上駅舎の北側の灰色に着色した帯状

のものが現在の地下通路になります。自由通路は歩行者専用であることから、自転車利用者はこの地下通路を使用していただくことになります。なお、現在の出入口の勾配は 50 パーセントときつく、利用しづらい面があることから、半分の 25 パーセントに改良し、併せて通路全体の延長を半分程度にすることで、今以上に利用しやすい施設として整備を行うこととしております。図面の地下通路の両端の空色の部分が新しい出入口の箇所となります。

次に、駐輪場から自由通路への連絡通路についてです。図面の下側の真ん中あたりに灰色で細く着色した部分が既存の駐輪場でございます。自転車を使って駅を利用される方にとって、より便利になるよう、駐輪場の 2 階部分から自由通路を直接つなぐ連絡通路を整備することとしております。

以上が岩国駅周辺整備事業全般の概要ですが、現在、これら岩国駅周辺整備事業のうち、西日本旅客鉄道株式会社と関連する整備に関して、本年 9 月 25 日に基本合意書の締結に至っており、協力のもと一日も早い完成を目指しているところです。

以上、岩国駅周辺整備事業の概要を御説明させていただきました。

続きまして、岩国駅周辺整備事業にかかる都市計画の決定・変更の手続きについて御説明させていただきます。まず、決定・変更する都市計画の区分について御説明いたします。参考資料の 2 枚目の図になります。図の左側に赤色でお示ししております岩国駅西口駅前広場を含む岩国停車場中央通り線及び右側の水色でお示ししております岩国駅東口駅前広場を含む昭和町藤生線は、山口県が定める都市計画になります。それから、図の中央に青色でお示ししております岩国駅東西線と、右側の黄色でお示ししております東本通り線及び緑色でお示ししております岩国駅東交通広場につきましては、岩国市が定める都市計画になります。

次に、これら都市計画の決定・変更にかかるこれまでの手続きについて御説明いたします。まず、7 月 27 日、岩国市民会館において、県・市合同による都市計画の決定・変更案に関する説明会を開催いたしました。続いて公聴会ですが、県の定める都市計画について、2 名の方からの公述希望があったことを受け、8 月 19 日に市民会館にて公聴会を開催したところであります。市の定める都市計画に対しては公述の希望がございませんでしたので、開催しておりません。なお、県の都市計画に対する 2 名の方からの公述意見につきましては、都市計画の変更に直接関わるもの等ではなかったため、県において原案の修正は行っておりません。

その後、9 月 24 日から 10 月 8 日までの 2 週間、都市計画案の縦覧を行っております。市都市計画課において、延べ 6 名の縦覧者がございましたが、県並びに市の都市計画の決定・変更案に対して、意見書の提出はございませんでした。これをもちまして、都市計画の決定・変更の案を決定し、本日都市計画審議会にお諮りしているところでございます。

なお、県の定める都市計画につきましては、県から岩国市に対して意見照会がきております。本日の都市計画審議会での御意見を踏まえて回答することとしておりますので、よろしくお願いいたします。その後、県の定める都市計画については山口県都市計画審議会、市の定める都市計画については県知事協議を経まして、決定告示となる予定でございます。

以上、都市計画決定・変更の手続きについて御説明させていただきました。

それでは、諮問第 10 号 岩国都市計画道路の変更について御説明いたします。審議資料の 1 ページから

5 ページとなります。諮問事項につきましては、県決定の都市計画であり、県から本市に対して意見照会がきておりますことから、本審議会に御意見をお伺いするものでございます。まず、岩国停車場中央通り線の駅前広場に関する変更について御説明いたします。

スクリーンには計画図をお示ししております。審議資料では5 ページの図になります。岩国停車場中央通り線は、岩国駅から国道2号に至る幹線街路として、昭和30年に都市計画決定されています。延長は約490メートルであり、岩国駅西口に約4,927平方メートルの広場が決定されています。この度の変更は、岩国駅周辺整備事業に伴い、交通結節機能の強化を図るとともに、新たな憩い空間の整備によるにぎわいの創出や交流機能の向上、玄関口としてふさわしい都市景観の形成を図るため、岩国駅西口駅前広場の区域を拡大しようとするものです。変更前を黄色の線、変更後を赤色の線でお示ししております。

それでは、西口駅前広場の区域の変更について詳しく御説明いたします。スクリーンを御覧ください。こちらの黄色でお示ししている範囲が現在の西口駅前広場になります。変更後の区域は、このようになります。具体的には、岩国駅周辺整備事業による西口駅前広場の整備に伴い、線路側に約15メートルから18メートル区域を拡大することとなります。また、短時間駐車場を整備することとなる国道188号を挟んだ台形の部分について、新たに区域に追加することとしております。これにより、西口駅前広場の面積は約9,500平方メートルに変更されることとなります。

また、この度の駅前広場の面積の変更に併せて、道路の構造形式や車線数等について記載をしております。これは、平成10年の都市計画法施行令の一部改正によるものです。具体的には、構造形式を地表式、車線の数に4車線と定めています。これらの都市計画の変更につきましては、審議資料の4ページに新旧対照表を添付しております。

続きまして、昭和町藤生線の東口駅前広場の変更について御説明いたします。スクリーンには計画図をお示ししております。審議資料は、先ほどと同じ5ページの図になります。昭和町藤生線は、昭和町から沿岸部の産業地帯を経由し藤生町に至る幹線街路として、昭和30年に都市計画決定されています。延長は約7,570メートルであり、岩国駅東口に約3,500平方メートルの広場が決定されています。この度の変更は、岩国駅周辺整備事業に伴い、交通結節機能の強化を図るとともに、新たな憩い空間の整備によるにぎわいの創出や交流機能の向上、玄関口としてふさわしい都市景観の形成を図るため、岩国駅東口駅前広場のうち、西側区域を拡大しようとするものです。また、先ほどの説明にもありまして、道路を挟んだ東側区域については、別途駐輪場が整備されることから、区域を縮小することとしています。こちらも、先ほどと同様、変更前を黄色の線、変更後を赤色の線でお示ししております。

それでは、東口駅前広場の区域の変更について詳しく御説明いたします。スクリーンを御覧ください。こちらの黄色でお示ししている範囲が現在の東口駅前広場になります。変更後の区域は、御覧のようになります。具体的には、岩国駅周辺整備事業による東口駅前広場の整備に伴い、線路側に約20メートルから33メートル区域を拡大することとなります。また、駐輪場の撤去による駅前広場機能の変更に伴い、御覧のとおり東側区域が縮小されることとなります。これにより、東口駅前広場の面積は約2,600平方メートルに変更されることとなります。こちらの都市計画の変更につきましても、審議資料の4ページに新旧対照表を添付しております。

以上、諮問第10号 岩国都市計画道路の変更についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

いたします。

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思いますが、事務局からもありましたとおり、この度付議されている諮問事項については県決定の都市計画であり、市から審議会に対し、これに対する意見について聞いてきているものでございます。ただいまの事務局の説明に対する質疑や変更案に対する御意見などをいただきたいと存じます。どなたからでも結構ですので、挙手の上お願いいたします。はい、どうぞ。

○姫野委員 何点か伺いいたします。現状の駅舎においては土砂降りの時など、バスの停車場ではありますが、駅に直接車を寄せて乗り降りしている方も多く見られます。今回整備した後、送迎等をされる方は、駅からはちょっと離れたところに着くわけですが、そこには屋根等があるのかについて、お示しいただいた資料では出ておりませんでしたので伺いいたします。

○塚本会長 はい。これについての回答をお願いいたします。

○事務局（高田拠点整備推進課長） 今回新たに、今までごさいませんでした送迎車用のスペースを設けることとしておりますが、降りた所から駅までの間については屋根を設置することとしております。

○塚本会長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○姫野委員 続きまして、自転車について伺いしたいのですが、地下道を利用して自転車が上がってくるところで、西口についてはぐるっと周回するところが、上がってくる自転車、降りてくる自転車が 180 度旋回しなくてはならないということから、事故等がないかということについて不安を覚えるわけですが、そのあたりについてお考えをお聞かせください。

また、自転車が駅の正面、西口のところをどんどん通行されると、今までは大変狭かったので降りたり気をつけて通られたところが、広くなった分便利になったのはいいですが、スピードを上げて危険な駅となっては困りますので、そのあたりをどう考えるかについてお尋ねします。

○事務局（高田拠点整備推進課長） 安全性に配慮した構造に改良することとしております。

○姫野委員 最後ですが、参考資料からいきますと、自家用車送迎の機能を補完する回転場の整備ということで、うるおい交流空間の下にもロータリーのような形で用意はされておりますが、現実にはその南にあたります大型店舗の間及びその次の通路については国道 188 号へのアクセスが多いと思います。商店の裏にはたくさんの自転車が駐輪されておりまして、こうしたところに自転車があると、今後自動車の通行量が増える分危険度も増すように思いますが、そのあたりの対策も店舗等と調整を立てておられるか、そのあたりもお伺いいたします。

○事務局（高崎都市計画課長） 今委員から御指摘のごさいました商店の裏側の道については、今も大変自転車の駐輪が多いことは認識しておりますけれども、私どもと致しましては駐輪場を設置しておりますので、そちらを使っていただくように啓発活動を行っているところでございます。駅前広場の方にも放置自転車等がございます。そういったことも含めて、市民協働推進課と都市計画課で連携を取りながら放置自転車対策、そして商店の裏側についてもでございますが、こちらの対策についても検討を進めているところでございます。

特に商店の方につきましては、実際をお願いということを現段階では行っておりませんが、今後放置自転車対策を行っていく上では、商店の方にも一定のお願いをしていくことも必要と考えておりますので、

検討して参りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○**姫野委員** お答えに関連して、同じようにふれあい広場の方が、ちょっとの間だからいいだろうということで、自転車がこういったところにたまってしまう事も考えられると思われますので、危険がないような配慮をお願いしたいと思います。以上です。

○**塚本会長** その他、何かありますでしょうか。はい、熊野委員。

○**熊野委員** それでは3点、お伺いと意見を言わせていただければと思います。今徳山駅も南北自由通路を工事しておりますし、新山口駅も自由通路ということで進捗しているということで、県内の駅前広場と自由通路で、都心部の対流性や流動性、回遊性が向上して、機能的に便利になるということで非常によしいことだろうと思います。それで、将来において都心部というのは再開発事業が起こることがあるんですが、再開発のビルの2階部分と、下関の駅を見るようにペDESTリアンデッキで結んでいくという構想も結構あるんですが、これは将来のことで恐縮なんですが、そういう将来の方向性もあるのかということですね。今回の都市計画決定ですと、この形状で完結だと思うんですが、将来、そういった対応もあるのでしょうか。

2点目ですが、うるおい交流空間というのがあり、東口の駅前広場があり、ここにも緑地空間が考えられていますね。模型では緑が結構配置してありますが、駅前広場が広がりますと、適度な緑や木陰、その下にベンチというようなアメニティ空間がより魅力あるものになっていくんじゃないかと思いますが、模型を見る限りではそういう緑も結構あるので、実際にそういった環境デザインの状況はどうなのかなと。

3点目は小さいことなんですが、バリアフリー対応で、エレベーターが自由通路、それと橋上駅舎のホームにあります。もちろん、高齢化を反映して足腰が不自由な方も御利用されると思いますが、車椅子対応の場合、できれば車椅子で入ってミラー見ながらバックで出て行くというよりも、エレベーターに入ると前方が開いて出て行けた方が車椅子からすると利用しやすいということもあると思います。そうしたことも踏まえて、エレベーターの状況がどうなのかという点。この3点についてお願いしたいと思います。

○**事務局（加納岩国駅周辺整備班長）** 岩国駅周辺整備班の班長をしております加納と申します。1点目のご質問ですが、周りの再開発とを結ぶデッキというのも他駅では色々と例もありますが、現在のところは委員が仰ったように、形としてはこれで完結でございます。と申しますのも、他駅のペDESTリアンデッキは、周辺と一体となって地区計画といった都市計画決定をしたり、そういった構造的な整理等をした上でやっております。現時点で道路の上に建築物を持ってくるということは御存知のとおりできませんので、現在のところはこれで完結ですが、皆さん御承知のように、周辺では再開発の御検討を民間の中でされていらっしゃる方もおられますが、今のところは法的なところからできないとお伝えはしておりますけれども、再開発自体の御検討が、これから進めていく上でまだまだ検討の余地がおりだろうと思いますので、そういったことと足並みを揃えて将来的には一緒に考えていかなければいけない時期もくるだろうと思いますが、現時点ではデッキで結ぶということは考えていないということでございます。

それから2点目のうるおい交流空間の環境デザインについてですが、環境そのものについて集中的に検討したということは今のところありませんが、冒頭に御説明させていただいたように、市民や専門家の方々に入っていていただいてデザイン会議というものを開催しております。中でも、岩国駅の駅前広場を将来的にもどう使っていくか。すごく遠い話ですが、LRTがもし入ってきたらどうするのかといったような長い

スパンでの検討も含めてしていただいています、その中では緑の配置としてはこのような形が、環境という専門的な視点ではないんですが、全体の中ではこのような配置がいいんじゃないかということで現在の模型を作らせていただいております。しかしながら、詳細設計はまだまだ先になりますので、その中で御意見も踏まえて、市の方でしっかりと検討していきたいと思っております。

3点目のエレベーターについてですが、これは自由通路についても、改札内の3箇所のエレベーターについても、いずれもスルー型の、入ってそのまま前に進んで出て行けるという形にしております。大きさとしては、自由通路については、西口側は15人乗り、東口側は13人乗り、それからJRさんの方は恐らく他駅と同様に11人乗りということで、自由通路の方は回転も十分可能と思いますが、安全性を考えてスルー型としております。よろしくお願いします。

○塚本会長 やはりどういう形になるかという御関心があるということで、色々御質問が出ておりますけれども、他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○嶋田委員 このプランを見ると、西口のところでバス、タクシー、送迎者が交差点に対して1箇所の出口になっておりまして、そこは2車線なんですけれども、今は3車線だったと思います。このあたり混んだ場合に、イズミの横になります、回転場の整理と書いてある所の利用者、今もたくさん使われる人が多いんですけれども、ここを利用される方が更に多くなると思うんです。ここについて、県の方の都市計画の範囲になっていませんし、市の方でも今回特に範囲指定ということになっておりませんが、この部分については今後どのような取扱いになるのかということをお聞きしたいと思います。

○塚本会長 はい。これについて御回答をいただけますか。

○事務局（加納岩国駅周辺整備班長） 御質問の箇所については、都市計画決定をする範囲に入れておりません。と申しますのも、そもそも現在の岩国駅前広場の中で、自動車交通に特に支障をきたしているのが出入口の箇所が多いということですね。これを一つにまとめてすっきりさせるというのがまず第一の考え方なものですから、北側の入り口専用のところを塞いでしまい、御覧いただいている南側の方から出入りするよう考えております。将来設計の中で、自動車の将来推計について特に検討しておりまして、御懸念の回転場のところから入ってくる車との合計数にしない場合には2車線で十分に対応できると。なおかつ、駐車場や送迎の台数的にも現在の数よりもさらに増えても受け入れが可能なような内容に将来推計に基づいて整理をしております。このことから、この回転場については、現状よりも数が増えるかどうかについては具体的に検証をしておりますが、当面現在の台数で動くのであれば、岩国市の道路課の方で道路管理者として整備をしていく中でこの安全は図られると見込んでおりますので、都市計画の案件には入れておりませんが、御懸念の御意見は十分理解しておりますので、今後道路課で具体的な整備をしていく中で、どのようなやり方が安全なのか、特に私どもが検討する中で、ここに送迎の車両が止まったときに、その横を通過していくことがこの形状で本当にできるのかということも、場合によっては具体的な社会実験もやりながら検証しておかないと、危険なものを造るわけにはいかないのもので、御意見を十分に踏まえて、この回転場についても、都市計画決定外だからといって適当なことをするのではなく、きちんとした検証をしながら整備をして参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○嶋田委員 御説明ありがとうございます。計算上はそういった処理能力があると言っても、心理的にこの回転場の方がエスカレーターに近いので、かなり利用されると思いますので、今言われたように、安全

に利用できるような形にくれぐれもしていただきたいと思います。以上です。

○塚本会長 ありがとうございます。その他はございますでしょうか。はい、どうぞ。

○山中委員 計画道路そのものではないんですが、参考資料の一番裏にデザイン図がありますね。左下に女性が、携帯電話と思われる物で話しながら歩いている。今、駅なんかでは携帯を見ながら歩くというのは止めましょうという話になってるんだろーと思います。ということは、この図はあまり相応しくないという気がしました。

○事務局（加納岩国駅周辺整備班長） 十分気をつけて、すぐに修正したいと思います。ありがとうございます。

○熊野委員 すいません、今の山中委員さんのお話は非常にもっともでありまして、今学校でも、スマホや携帯を見て歩いている学生には、君たちは歩く凶器だという大きなポスターがあって、絶対に戒めているんですね。特に駅周辺というのは非常に危なくて、今までホームで落ちて大怪我をしたりなどの事故もありますので、こういう図は止めていただきたいと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。他に。はい、山本委員お願いします。

○山本委員 2点ほど質問させていただきます。先日の新聞を見ましたら完成が2017年度予定ということでありますが、今日こうして細かいことを見せていただきまして、大変な事業だと思うし、現実には電車が動いている中で工事をするということがしょっちゅうだろうと思うので、2017年度の完成というのは、この全体が完成するのでしょうか。それ以降に延びるのか延びないのかも含めて。これが1点です。

2点目は、西口の交差点が変わって、長年の懸案であります188号のロータリーを撤去して、そのまま直行できるという交差点になっております。東口の方も同じく交差点が大きくなっておりますが、これは今はやりのスクランブル交差点、三笠橋のところにありますが、将来的にはスクランブル交差点にするのかについて伺います。

○塚本会長 はい。事務局から回答をお願いします。

○事務局（高田拠点整備推進課長） まず1点目の2017年度の完成についてですが、現在自由通路部分を先に橋上駅舎と併せて工事をするという予定にしております、その完成は2017年度内を目標として掲げております。先ほどの西口及び東口の駅前広場についてはその後の整備になります。

それと先ほどの交差点のスクランブル化ですが、そういった御意見等もいただいているところでございますので、今後協議していきたいと考えております。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。かなり質問は出てきたと思いますが、その他ございますでしょうか。

特に無いようですので、審議会として意見のとりまとめを行いたいと思います。これまで皆さんの御意見をいただきましたが、これは区域の変更に関する御意見というよりは、区域の変更をした後にどのような整備をするかということについて、将来の夢とか御懸念も含めて御意見をいただいたのだと理解しております。区域の変更そのものについては特に御異論は無いのではないかと思いますので、諮問第10号については、市長に対して、区域の変更については支障がないという答申をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議無し」の声）

○塚本会長 御異議がないものと認めます。よって、諮問第 10 号については、当審議会として支障ない旨、市長に答申したいと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、日程第 4「議案第 25 号 岩国都市計画道路の変更について」及び日程第 5「議案第 26 号 岩国都市計画交通広場の決定について」でございます。これは関連がありますので一括して審議をお願いしたいと思います。なお、この「議案」の付議事項については、岩国市が決定する都市計画について、都市計画法第 19 条第 1 項の規定に基づき、この審議会の議を経ようとするものでございます。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局（高崎都市計画課長） それでは、議案第 25 号 岩国都市計画道路の変更について御説明いたします。審議資料は、6 ページから 15 ページになります。

まず、東本通り線の変更について御説明いたします。スクリーンには計画図をお示ししております。審議資料では 10 ページの図になります。東本通り線は、岩国駅から沿岸部の産業地帯に至る幹線街路として、昭和 30 年に都市計画決定されています。延長は約 360 メートルであり、幅員は 25 メートルとなっています。この度の変更は、先ほど御説明いたしました県決定である昭和町藤生線の岩国駅東口駅前広場の区域の変更に伴い、起点の位置の変更を行うものです。こちら、変更前を黄色の線、変更後を赤色の線でお示ししております。

それでは、起点の位置の変更について詳しく御説明いたします。スクリーンを御覧ください。こちらの黄色でお示ししている範囲が現在の東口駅前広場になります。また、水色でお示ししている箇所が東本通り線の一部となります。黒色のマークが現在の起点の位置です。先ほど御説明しましたとおり、昭和町藤生線の東口駅前広場の区域の変更により、東側区域の駅前広場は縮小されることとなります。これにより、東本通り線の起点の位置を、御覧のとおり昭和町藤生線との接合点まで移動することとしております。この結果、東本通り線の延長は、30 メートル延びて約 390 メートルとなります。

また、先ほどの岩国停車場中央通り線と同様、この度の起点の位置の変更に併せて、平成 10 年の都市計画法施行令の一部改正に基づき、道路の構造形式や車線数を定めております。具体的には、構造形式を地表式、車線の数を 4 車線と定めています。これらの都市計画の変更につきましては、審議資料の 9 ページに新旧対照表を添付しております。

次に、岩国駅東西線の追加について御説明いたします。スクリーンには計画図をお示ししております。審議資料は、先ほどと同じ 10 ページの図になります。この度の変更は、東西市街地の一体化の促進、交通結節機能の強化及び交流機能の創出を図るとともに、駅利用者及び通行者の利便性、安全性の確保を図るため、自由通路である岩国駅東西線を新たに決定しようとするものです。延長は約 110 メートルで、そのうち約 100 メートルの区域を立体的な範囲として定めることとしております。幅員は 6 メートルです。

それでは、詳しく御説明いたします。スクリーンを御覧ください。赤色の線で囲んでいる部分が、この度決定する岩国駅東西線の範囲となります。そのうち、こちらの水色でお示ししている範囲は、一般的な平面として決定する範囲となります。一方、こちらの黄色でお示ししている範囲については、立体都市計画制度を活用し、上空に立体的な範囲を定めることとしております。

ここで、立体都市計画制度について、簡単に御説明させていただきます。立体都市計画制度は、平成 12 年の都市計画法の改正により創設された制度であり、平面的な区域に加え、高さ方向に立体的な範囲を定

めることで、都市施設を整備する範囲を、空間として明確に定めることができます。これにより、都市施設の区域内であっても、都市施設を整備する立体的な範囲の外においては、都市施設の整備に支障がないと認められる場合には、建築物の建築等が可能となります。この度の決定の場合、立体的範囲の下の部分において、ホームや必要な駅施設等の整備が可能となり、都市施設の整備と土地利用を効果的に行うことが可能となります。

それでは、具体的に立体的範囲を御説明いたします。お手元の審議資料は14ページになります。一番下の横長の黄色の図は、自由通路を横から見た図になります。こちらは、拡大した図になります。上の図は、下の図のうち、ピンク色の丸で囲んだDからD'の断面図になります。この部分においては、地上5.65メートルの位置から高さ7.1メートル、幅7.9メートルの範囲を都市計画決定することとしております。なお、道路における有効幅員は6メートルであり、都市計画決定する範囲は、軒下の部分等を含めた範囲となります。そのほか、AからE、それぞれの断面の位置によって高さや幅が異なっておりますが、ひとつひとつの説明は省略させていただきます。

以上、議案第25号 岩国都市計画道路の変更についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 岩国都市計画交通広場の決定について御説明いたします。審議資料は16ページから19ページになります。スクリーンには計画図をお示ししております。審議資料の19ページの図になります。この度、岩国駅東口駅前広場の交通結節機能や交流機能を補完し、安全で快適な歩行空間の充実を図るとともに、にぎわいの創出や良好な都市景観の形成を図るため、岩国駅東交通広場を新たに決定しようとするものです。

それでは、交通広場の決定について詳しく御説明いたします。スクリーンを御覧ください。先ほどと同様、黄色でお示ししている範囲が現在の東口駅前広場になります。先ほど御説明しましたとおり、駅周辺整備事業による駐輪場の新たな整備に伴い、都市計画上、東口駅前広場のうち東側区域が縮小されることとなります。ここについては、駐輪場撤去の後、歩行者等の快適な歩行空間の確保や良好な都市景観の形成のため、岩国駅東交通広場を位置付けることとしております。黄緑色でお示した範囲が、決定の区域となります。面積は、約570平方メートルです。こちらは、先ほどの東本通り線の変更に合わせた図になります。岩国駅東口の交差点付近については、最終的に、このような形で都市計画を定めることとなります。

以上、議案第26号 岩国都市計画交通広場の決定の御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○塚本会長 ありがとうございます。スクリーンに一つ前の図を出していただきたいのですが、これが今説明のございました内容でございますが、このような形で、図面の中ではブルーの部分が延長されました。それから、もともと県決定の駅前広場だった緑の部分を、交通広場という形で市の都市計画をしよう。それからもう一つ、前の方でありましたが、橋上駅の部分を都市施設として使えるように都市計画決定を立体的にしようということについて今回決定したいという説明だったと思います。

これにつきまして質疑等がありましたらお願いしたいと思います。はい、お願いいたします。

○栗飯原委員 自由通路のことについてなんですが、線路敷はJRの用地ですよね。いわゆる民有地で、その土地の上空の所有権はJRにある。そこに自由通路を造るということで、JRとの間に賃貸借契約みた

いなものが発生するのでしょうか。

○塚本会長 はい、事務局から回答をお願いします。

○事務局（加納岩国駅周辺整備班長） JRさんとは細かなことをずっと協議してきておりまして、仰っておられます自由通路部分については、市側がJRさんに無償使用させていただく範囲ということで協議をさせていただいておりますので、空中についての権利ということは特段設定しないまま、都市計画区域あるいは市道認定区域を立体的にすることにより調整をしているところでございます。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○姫野委員 以前に御説明いただいた図では、自由通路の横の部分が開放型のものを見せていただいたのですが、今回の計画では、完全に雨風含めてクローズされたものであるのでしょうか。

○事務局（加納岩国駅周辺整備班長） 自由通路は以前から開放ではなく壁とガラス張りで計画しておりましたので、考え方は従前どおりでございます。ガラスをなるべくたくさん使って採光がよいもの、それから景観的によいものとするのと、屋根は従前どおり造るようにしておりますので、開放的な通路になっていくだろうと考えております。

○姫野委員 自由通路については6メートルの幅の計画ということで、3メートルずつ行き来が可能かと思われませんが、現状では何メートルなのでしょう。各ホームへの通路について。

○事務局（加納岩国駅周辺整備班長） 黄色の部分は市の歩行者専用道路で、説明がありましたように、そこから上側に白い四角がありますが、そこから改札に入っていくんですね。委員さんが仰ってらっしゃる現在の乗り換え跨線橋はその中にできるようになります。乗り換え跨線橋は幅員が4メートル程度ですので、現状とほとんど変わりがございません。市の道路の方は6メートルの幅員ですので、将来的な交通量の推計等もいたしまして、歩く方と車椅子の方が自由通路を使われても十分な空間が取れるように設計しておりますので、これに基づいてJRさんの方で来年度以降、詳細設計をしていただけたと思います。

○姫野委員 4メートルの今の駅の中の橋上というよりは、新しい駅の利用という中で、自由通路を車椅子の方、それから多くの旅行者の方がキャリーを使われているという中で、かなり利用が増えてきた時にそこがよいものであればということで、4メートルという現状のイメージが、新たに整備される自由通路は6メートルだということの方が分かっていたかやすいといいなと思ってお尋ねさせていただきました。

先ほどの話に戻るかもしれませんが、全てのキャリーを持った方がエレベーターに入ると混んでしまうことがあるということで、エスカレーターの配備も東口については可能になっておりますでしょうか。

○事務局（加納岩国駅周辺整備班長） 西口、東口の両方にエスカレーターを整備する計画としております。

○姫野委員 分かりました。多くの方がキャリーを引くことで、一般に通行される方が通りにくい状況があったり、また、車椅子の方が駅に降りられる度にそういった方たちの方が多く利用されて、中々移動が難しいということがないようにと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、どうぞ。

○味村委員 ただいまの東本通り線と昭和町藤生線の交差点があるんですが、東本通り線と昭和町藤生線の区域界がわざわざ引っ込んでいる気がするんですが、これは何か意味があるのでしょうか。

○塚本会長 隅切りの部分が膨らんでいるということだろうと思いますが。

○事務局（山中計画班長） これは、昭和町藤生線のこの部分が県道になりますので、将来の管理区分を考

慮して、横断歩道の後ろ側の位置を東本通り線の起点としているものでございます。

○味村委員 市道部分から起点としているということですか。

○事務局（山中計画班長） はい、そのような考え方でございます。

○塚本会長 今回の回答でよろしいでしょうか。その他ございますか。

それでは、皆様の御意見もいただきましたので、審議会としての意見を取りまとめたいと思います。特に区域の変更・決定についての御異論はなかったと思います。従いまして、議案第 25 号及び議案第 26 号について、原案のとおり可決決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議無し」の声）

○塚本会長 御異議がないものと認めます。よって、議案第 25 号及び議案第 26 号について、当審議会として原案のとおり可決決定した旨、市長に答申いたします。

本日予定された議事については、以上でございます。長時間となりましたが、皆様の御協力により円滑な審議を行うことができました。ありがとうございました。

それでは、以上で本日の議事日程を終了いたしますが、委員の皆様から何かございますか。

（「無し」の声）

○塚本会長 はい。事務局から何かございましたらよろしくお願いします。

○事務局（弘下主任） 事務局よりお知らせさせていただきます。本日、受付でお預かりした駐車券につきましては、会場出入口にてお返しいたします。既に無料となる処理が終わっておりますので、駐車場を出られる際に、そのまま精算機にお入れ下さい。よろしくお願いいたします。

以上です。

○塚本会長 それでは、以上をもちまして第 14 回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

〔午後 3 時 15 分閉会〕

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

平成 25 年 12 月 3 日

議事録署名委員

熊 野 稔

議事録署名委員

原 田 英 浩